

編集復刻版

医療ソーシャルワーカー

関係資料集成

全3巻

一般社団法人
日本保健医療社会福祉学会 編

生活と傷病の状況から生ずる

さまざまな問題を抱えている人びと――

身寄りがない、あるいは経済的・社会的・心理的困難にある

患者のために、生活上の困難などにより適切な医療が

受けられない人々のために、

病者とその家族のあらゆる悩みに寄り添い、

解決する道を探る医療ソーシャルワーカー。

その歴史を辿る資料集！

かつては「医療社会事業」と呼ばれた

「医療ソーシャルワーク」の成り立ちと、

戦争や災害を経て21世紀にいたるまで

専門職としての制度化、資格化の歴史を資料で跡づける。



●揃定価
75,000円＋税

終戦以来、我國は百八十度の急転回をして、新しき日本建設に邁進しているわけであるが、此の間、貧困、疾病、犯罪等に起因する深刻な社会問題は、全国各地に山積蔓延し、其の解決處理は刻下の急務である。勿論、此等に對しては、夫々國を初め、關係各方面に於て着々對策が講ぜられてはいるが、然し、其の根柢には、國民生活の安定という重大問題が置かれていて、従つて疾病問題は、直ちに個人的、社会的な生活環境や、治療費、療養費等に伴つて生ずる生活條件の不調和に關連して來ることが極めて多い。此の場合、醫師が、罹病者に對して正確な診斷を下すことは勿論必要であるが、其のよりよき治療効果をおけるためには、病氣の温床を究明し、其を除去したり、或は、治療や療養の期間に於ける、本人や家庭の生活恐慌を予防したりする、醫療社会事業家の協力活動にまつことが絶対に必要である。

然るに、我國の現状に於ては、社会事業家側の醫學知識と稱するものは、洵に貧弱の嫌いがあると共に、醫師の側に於ても、社会事業に關する理解は頗る乏しく、特に醫療ケース・ワーク活動の性格とか、機能に就ての理解協力などは絶対に必要なるにも拘らず、之を欠くところ

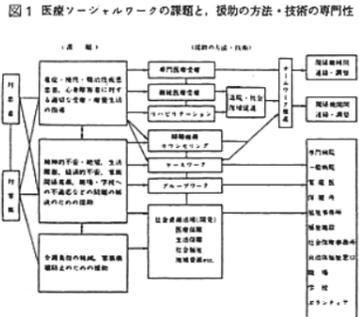
はし が き

泉橋慈善病院賛助婦人会報告

九月一日大震ニテ家鳴リ震動烈シク種々ノ物、倒レ落テ破レ碎ケル物音雜然トシテ耳ヲ聳スル間ニ和室及廊下等ニアリシ外來患者ハ悲鳴ヲ擧ゲテ逃ゲ或ハヨリ病人相談所ニテ執務中ナリシ書記西島及徳本ハ直ニ本院職員等ト共ニ専ラ外來患者ノ慰撫鎮靜ニ努メタリ此時恰モ外來診察殆んど終了シタル頃ナリシガ故ニ患者ハ一先ツ落付クト共ニ大抵皆蒼惶トシテ歸宅シタリ程ナク本院裏手ミツワ化学試験所火ヲ失シタルが附近消防署ノポンプ來集シ約一時半ニテ鎮火シタリ然ルニ此ノ火ハ何時ノ間方隣接衛生試験所ノ家根ニ飛火シ居リ次第ニ燃エ出シ大事ニ及バントセラレ本院ヨリ直ニ非常用唧筒ヲ使用シ地下ニ埋設セルタンクノ水ヲ利用シ

説明

1. (目的) すてに約3,000人の医療ソーシャルワーカーが保健・医療機関で働いており、毎年新規採用も行なわれていますので、資格認定制度を設けることは、その業務が適正に行なわれる条件を整えるために不可欠です。
2. (名称) 医療ソーシャルワーカー (medical social worker) の訳語としては「医療社会事業員」「医療社会福祉士」など各種ありますが、簡潔で適切な名称として「医療福祉士」を選びました。
3. (業務) 医療ソーシャルワークの業務は多岐にわたっており、簡潔に定義することは困難ですが、最大公約数的な定義として左のようにまとめてみました。さらに具体的に業務の内容と必要な方法・技術をまとめると図1のようになります。
4. (免許の方法) 「社会福祉士法制定試案」は教員免許方式をとっていますが、保健・医療機関でチームワークに参加する医療福祉士の場合、現段階では医師・看護婦・保健婦などと同等な方式をとるのが適当と考えられます。
5. (養成機関) 養成機関は次の2種類とするのが適当と考えられます。
 - (1) 大学社会福祉学専攻課程(学部・学科・専攻課程)
 - (2) 国立公衆衛生院・日本社会事業大学研究科・大学院社会福祉学専攻課程等(大学社会学・心理学・保健学専攻課程卒業生を入学させる1年間またはそれ以上の課程)
 なお、養成機関は、医療福祉士養成に必要な次の条件を要します。
 - ① 保健・医療関係科目、社会福祉関係科目、実習などを含むカリキュラム
 - ② 医療福祉学、保健学・医学、社会福祉学などの専任教員



資料⑧
昭和49年度厚生科学研究
医療社会事業の現状と課題
—「医療施設および地域における医療社会事業の業務指針について」研究報告書—

主任研究者/日野重明(聖路加看護大学)・研究協力者/川村佐和子(都立府中病院)、中島さつき(兵庫医科大学)、前田ケイ(東京YWCA学院)、見浦康文(都立豊田リハビリテーションセンター)、大園重弘(千葉労災病院)、阪上裕子(国立公衆衛生院)、長瀬加代子(川崎市精神衛生相談センター)、松本栄二(上智大学)、橋川修一(川崎市消防局)

目次

はじめに

I 医療社会事業の意義および有効性

II 医療社会事業の歴史的發展と現状における課題

III 医療社会事業業務の基本的な考え方

IV 医療社会事業の現状

一 業務実態調査の結果および考察

(1) 調査の方法

(2) 施設の種類 一調査結果(その1)

(3) ワーカーの雇用状況、経験年数、学歴、年齢 一調査結果(その2)

(4) 調査対象者について 一調査結果(その3)

(5) 一般病院におけるSW業務の実態 一調査結果(その4)

(6) 精神科病院におけるSW業務の実態 一調査結果(その5)

(7) 保健所におけるSW業務の実態 一調査結果(その6)

(8) SW業務をすすめるうえでの障害要因 一調査結果(その7)

(9) 今後クイットをおくべき業務 一調査結果(その8)

(10) 調査結果の考察

V 医療社会事業を向上発展させるための対策

以上の方針に基づき、われわれは、医療SW業務の意義、医療SW業務の歴史的發展と現状における課題、治療SW業務の基本的な考え方などについて、文献・資料の分析と討論をおこなった。

はじめに 一研究の計画および方法—

医療社会事業業務指針作成に関する研究をすすめるうえでの基本的な考え方として、われわれは次の諸点を確認した。

1. 対象者を狭義の医療的側面のみで捉えるのではなく、「生活障害」をもつ人間として理解し、その障害の解決を援助することが、医療ソーシャルワーカー(以下SWと略称する)の実務業務である。
2. 従って、医療のあるべき姿として、対症療法中心の治療に止まらず、リハビリテーション医療、健康増進、予防医療等を含む包括的医療をめざす方向の中での、SWの役割を考える。
3. その課題達成のための医療福祉の分野における総合的な業務の体系化が、医療社会事業業務指針となるべきである。
4. 業務指針は実践に役立つものでなくてはならない。SWに課題を明らかにし、意欲を喚起させるものでなくてはならない。実践現場は異なっても、SW1人1人にとって納得のいく共通の基本的理論・方法論がなくてはならない。
5. 業務の内容の記述はSWだけでなく、関係他職種や対象者にも容易に理解されるような平易なものでなくてはならない。

以上の考えに基づき、われわれは、医療SW業務の意義、医療SW業務の歴史的發展と現状における課題、治療SW業務の基本的な考え方などについて、文献・資料の分析と討論をおこなった。

刊行にあたって

本資料集は、医療ソーシャルワーカーの日本における専門職としての制度的確立過程に關わる様々な領域からの資料を集成したものである。

日本保健医療社会福祉学会が、この資料集の刊行を学会事業の一つとして取り組むことになったのには以下のような経緯がある。

当時厚生省の担当官として「医療ソーシャルワーカー業務指針」の作成に携わった椋野美智子(前学会会長)から本学会に、業務指針作成の参考として収集した諸資料が提供されたことにはじまる。その資料群を受け取った当時の学会会長岡本民夫は、それらが極めて貴重なものであることに注目し、学会として医療ソーシャルワーカーに關する資料集を出版することが提案され、編集委員会が設置された。

途中、本学会の法人化に向けた作業のために中断があったものの、編集委員会は、戦前・戦後の医療ソーシャルワーカーに關わる多方面にわたる資料の収集作業と、編集作業に取り組んだ。これらの作業とは別に、出版にあたっては、それぞれの資料の著作権などの問題への対応が課題であったが、こうした資料集の出版に詳しい六花出版の協力が得られたことで、「医療ソーシャルワーカー関係資料集」全3巻が刊行されることになった。

「医療ソーシャルワークの歴史」については、すでに多くが著わされている。しかし、この資料集は、これまでとは異なり、制度・政策の側が保健医療の領域のソーシャルワーカーを、あるいはその実践を、どのように認識し、制度的に位置付けてきたのかを読み解くための貴重な資料となるであろう。

一般社団法人日本保健医療社会福祉学会

関連年表

年	事項
1919	泉橋慈善病院(東京)に賛助婦人会が運営する病人相談所が設置
1925	東京市療養所に社会部が設置され、相談事業を開始
1929	3月聖路加国際病院医療社会事業部に小栗将江(浅賀ふさ)が着任 4月済生会済生社会部に清水利子が着任
1947	GHOが「Expansion and Improvement of Basic Public Health Services of Health Centers」を発売
1948	「保健所法」により、公共医療事業が保健所に位置づけられる
1957	「保健所運営指針」に保健所での「医療社会事業」が位置づけられる 無料低額診療施設に「医療ケースワーカー」を置くこととされる
1958	厚生省が「保健所における医療社会事業の業務指針について」を発売
1962	病院経営管理指導要領の指導項目に「医療社会事業」が挙げられる
1965	精神衛生法により、保健所に「精神衛生相談員」が配置される
1974	「精神科デイケア」の診療報酬に医療ソーシャルワーカーが位置づけられる
1975	厚生省特別研究「ヘルスマンパワーの開発と将来需給」が発出される
1983	国立病院・国立療養所課長通知「医療ケースワーカーの標準業務について」が発出
1987	「社会福祉士及び介護福祉士法」公布
1989	厚生労働省が「医療ソーシャルワーカー業務指針」を発売
1997	「精神保健福祉士法」公布
1998	「社会福祉士」指定施設に保健医療機関が位置づけられる
2002	厚生労働省が「医療ソーシャルワーカー業務指針」を改訂
2006	社会福祉士の実習施設に病院、診療所、介護老人保健施設が追加される 診療報酬「回復期リハビリテーション病棟入院料」等に社会福祉士が位置づけられる
2012	診療報酬「退院調整加算」施設基準に社会福祉士が必要となる

社会福祉・社会医療研究者・ 研究機関に必備の資料

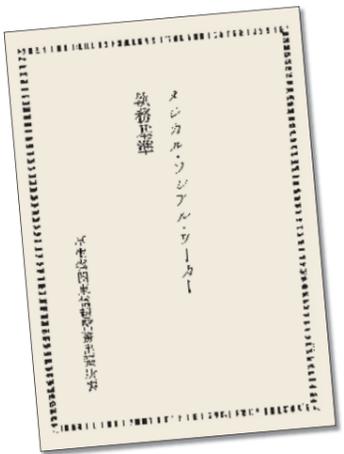
山手茂 ●新潟医療福祉大学名誉教授

日 本保健医療社会福祉学会の編集によって、六花出版から『医療ソーシャルワーカー関係資料集成』（全3巻）が出版されるとき、かつて医療ソーシャルワークが専門職として位置づけられてこなかった時代を知るわたしにとって感慨深いものがあります。

現在、保健・医療・福祉（とくに介護福祉）の各分野でソーシャルワーカー資格（社会福祉士資格）が実質的に「業務独占資格」になっており、老人保健施設・病院・老人介護施設などで不可欠の専門職になっています。

このような状況に対応するためソーシャルワーカー（社会福祉士）を養成する大学・学部・学科が全国各地に次々と登場してきました。日本学術会議でも1994年第16期に仲村優一先生が会員に選ばれ、社会福祉・社会保障研究連絡委員長として研究報告をまとめられました。このとき、研究報告の起草を大橋謙策先生とともに担当させていただいた私としては、この全3巻が刊行されることに、心からうれしく思っております。

全国の社会福祉学科・学部とりわけ医療福祉大学の皆様に、研究・教育・自主学習の参考にしてほしい、と願っています。
（やまて・しげる）



コロナ禍と超高齢社会に 医療ソーシャルワークの原点に戻る

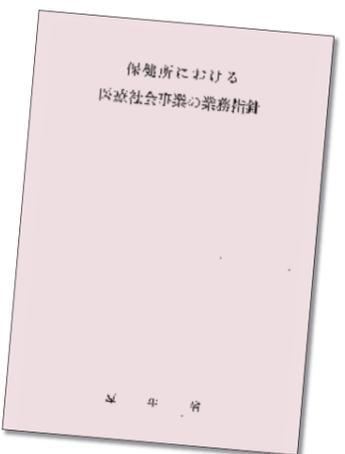
炭谷茂 ●社会福祉法人恩賜財団済生会理事長

今 日ほど医療ソーシャルワーカーの活躍が必要とする時代はない。新型コロナウイルスの感染者に対する差別・排除への対応、増大する認知症高齢者の在宅支援調整、退院後のがん患者の就労支援、長期入院の子どもの学びの保障など医療

ソーシャルワーカーが行うべき業務の範囲は、拡大する一方だ。これまでは医療ソーシャルワーカーが扱ったことのない業務も出現する。

これに的確に応えるためには医療ソーシャルワーカーの歴史を振り返り、医療ソーシャルワーカーの役割は何かと、原点を確認することが必要不可欠だ。

このような状況のなか、長い間渴望されたのが本資料集成である。収録された資料は、すべて歴史的に重要なものばかりだが、一般に閲覧することが困難だった。長年、これが関係者の悩みの種だったが、本資料集成は、時系列に整理され、利用しやすく編集されている。医療ソーシャルワーカー事業の研究者や実務家にとって常時机上に置き、参照すべき資料集として自信を持って推薦したい。（すみたに・しげる）



医療ソーシャルワークが 専門性を確立していった軌跡を辿る

宇都宮みのり ●愛知県立大学教授

医 療ソーシャルワーカー関連の資料集成が刊行された。

医療ソーシャルワークは、19世紀末のイギリス、アメリカにおいて医療社会問題の深刻化とともに始まり、日本では1929年に聖路加国際病院に入職した浅賀ふさによって導入された。医療ソーシャルワーカーが全国の保健所、国立療養所・病院に広がったのは、戦後のことである。医療ソーシャルワーカーは貧困者や結核患者を主な対象として入院援助や医療費問題等の業務を担い、職能団体を結成し、その後も社会情勢や疾病構造の変化、医療・福祉施策の動きや社会的要請に呼応しつつ、自らの業務を明確にし、専門性を確立してきた。

本資料集成にはそのような、戦後の日本の医療ソーシャルワークを取り巻く制度政策に関する資料のほか、日本医療社会事業家協会結成、その後の医療ソーシャルワーカーの専門性の確立および専門的業務の明確化過程、さらには専門職制の要望過程に関連する資料等、多様な媒体から抽出された資料が収められている。これまで目にする事がなかった資料も多数含まれており、今後の医療ソーシャルワーク研究への活用が期待される。
（うつのみや・みのり）

医療ソーシャルワーク 専門職のルーツを知る

野口百香 ●公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会会長

私 たちは、自分の仕事がどのようにして成立したかを知らない限り、成熟期から幾度となく多くの先輩から諭されてきた言葉である。この度、一般社団法人日本保健医療社会福祉学会のご尽力により、『医療ソーシャルワーカー関係資料集成』（全3巻）が刊行される運びとなった。我が国の医療社会事業の黎明期から今

日までを支えた著名な先達の貴重な著述等が、今ここに一世紀の時を超えて詳らかにされている。今、まさに医療ソーシャルワーク専門職のルーツにたどり着いた思いである。

世界規模の脅威が人々を襲い、多くの生活課題が噴出ししている今という時代の中で、私たちが求める「誰一人取り残されない社会の構築」に向かって歩みを進める時、きっとソーシャルワーク専門職としての原動力や勇気をこの資料集の中から見出せるに違いない。是非、手に取って頂きたい。
（のぐち・ゆか）

医療ソーシャルワークの発展の歴史をみつめ、 そのあり方を考えるための好資料

大橋謙策 ●日本社会事業大学名誉教授

戦 後日本の社会福祉実践は、中央集権的機関委任事務体制下にあつて、ほとんどソシヤルワーク機能を発揮できず、住民のニーズが制度化されたサービスに該当するかどうかを判定する業務に偏りすぎていた。医療ソーシャルワークは、「社会福祉六法体制」に制約されていなかったが故に、ソシヤルワーク機能

を追求してきたと言える。医療ソーシャルワーカーは、①治療に必要な生活環境の整然、②退院後の予後生活の安定を図る生活支援、③治療費の支払いに関する支援、④何にもまして、患者本人の治療に取り組む意欲、姿勢への励ましと生きる希望への支援を大切にソシヤルワーク実践を開拓してきた。戦前社会事業の中核的実践であるセツルメントは、社会事業と医療とを密接不可分の考え、実践されてきた。今日の地域での自立生活を支援する地域共生社会では、医療と社会福祉を統合的に考えるソシヤルワーク機能が必要であり、医療ソーシャルワーカーの実践に学ぶことが多い。本「資料集成」は、医療ソーシャルワークの発展を明らかにすると同時に、ソシヤルワーク機能のあり方そのものを考えさせられる貴重な資料である。
（おおはし・けんさく）

収録資料一覧

第1巻 1920年～1952年

- 欧米の施療事業 特に病院に就て ●船尾栄太郎(演説筆記) ●一九二〇・二〇
- 泉橋慈善病院賛助婦人会報告大正十二年十一月 ●泉橋慈善病院 ●一九三三・二一
- 泉橋慈善病院賛助婦人会報告第四(大正十二年)〔抄〕 ●財団法人泉橋慈善病院第六回報告 ●泉橋慈善病院 ●一九二四
- 病人相談所に就て ●東京府社会事業協会報 第三二号 ●田代義徳 ●一九二七・四
- 泉橋慈善病院入院患者家庭訪問調査成績 ●東京社会事業協会報 第三号 ●田代義徳 ●一九二七・七
- 泉橋慈善病院賛助婦人会報告第十五(昭和九年) ●財団法人泉橋慈善病院第七回報告 ●泉橋慈善病院 ●一九三五
- 第十、泉橋慈善病院賛助婦人会 ●泉橋慈善病院三十年略誌 ●泉橋慈善病院 ●一九三九
- 緒言／そ、社会部取扱件表／に、社会部 ●『東京市療養所年報』第五回 ●東京市療養所 ●一九二六・三
- 一九、東京市療養所ノ所謂「ソシアル、サーヴィス」ト巡廻看護婦ノ事業成績ニ就テ ●『結核』第五卷第三号 ●田沢謙二 ●一九二七・三
- 社会部／社会部取扱件数表／社会部取扱患者表 ●昭和二年 ●東京市『療養所年報』第七回 ●東京市療養所 ●一九二八・三
- 病院内の社会事業に就て ●『済生』第三年第十一号 ●生江孝之 ●一九二六・一一
- 病院社会事業の主張及内容 ●『済生』第五年第九号 ●生江孝之 ●一九二八・九
- なでしこの会 ●『済生』第三年第三号 ●なでしこの会発起人 ●一九二五・三
- 済生社会部の保護事業 ●『済生』第五年第七号 ●済生会 ●一九二八・七
- 済生社会部の将来に対する希望 ●『済生』六年第一号 ●大谷彬亮 ●一九二九・一
- なでしこの会後援の相撲大会／済生社会部主催「健康」の夕映画と講演、漫談の会 ●『済生』八年第七号 ●済生会 ●一九三三・七
- 社会福祉専門職員の充実強化方策としての「社会福祉士法」制定試案 ●『社会福祉職員専門化への道』 ●中央社会福祉審議会職員問題専門分科会起草委員会(報告) ●一九七一・一一
- 医療機関における医療社会事業の業務指針(案) ●厚生省 ●一九七二
- 医療社会福祉事業のあり方について ●中央社会福祉審議会 ●一九七三・二一
- 国立療養所の運営に関する行政監察結果報告書(抜粋) ●『医療と福祉』33 ●社団法人日本医療社会事業協会 ●一九七三・八
- 社会福祉事業法第二條第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について(通知) ●厚生省社会局長、児童家庭局長 ●一九七四・一〇
- 無料又は定額診療事業の基準の運用について ●厚生省社会局長 ●児童家庭局長 ●一九七四・二二
- 済生会への向うべき途―済生会の会務のあり方について〔抄〕 ●社会福祉法人恩賜財団済生会基本問題委員会 ●一九七九・九
- 医療社会事業の現状と課題―「医療施設および地域における医療社会事業の業務指針について」研究報告書 ●『医療と福祉』29 ●主任研究員 日野原重明 ●一九七五
- ヘルスマンパワーの開発と将来需給―医療社会事業について ●『医療と福祉』29 ●pp.19-32 ●厚生省 ●一九七四
- リハビリテーションシヨンに関する教育・研究体制等について(報告)〔抄〕 ●『第72回總會資料』 ●日本学術会議 ●一九七七・五
- 『医療ソーシャルワーカー』の資格の制度化を要望する請願 ●参議院議長宛 ●84国会参議院請願経過表 文書表1 1977 7-1978 ●一九七八・五
- 『医療ソーシャルワーカー』の資格の制度化等に関する請願(六通) ●一九七八・五
- 『医療ソーシャルワーカー』の資格の制度化を要望する請願(衆議院議長宛) ●85国会衆議院請願文書表1 1978 ●一九七八・一〇
- 医療ソーシャルワーカーの資格制度化に関する請願(第二〇六二号) ●一九七八・一〇
- 医療ソーシャルワーカー(医療福祉士)の資格制度化に関する検討資料(第2次) ●日本医療社会事業協会 ●一九七八・二一
- 衆議院社会労働委員会議事録 ●衆議院社会労働委員会(議事録) ●一九七九・二
- 参議院への厚生省回答の問題点 ●『医療と福祉』 ●日本医療社会事業協会 ●一九七九・三
- 国立病院・療養所における医療ソーシャルワークの業務領域 ●国立病院・療養所医療社会事業共同研究班 ●一九七九・二一

第2巻 1952年～1980年

- 済生社会部託児所半歳の記 ●『済生』十年第九号 ●長峰ハスヨ ●一九三三・八
- 済生社会部の事業概況 ●『済生』十三年第三号 ●村上顯二 ●一九三六・三
- 済生社会部だより ●『済生』十三年第七号 ●清水利子 ●一九三六・七
- 済生社会部だより ●『済生』十三年第八号 ●米原禎 ●一九三六・八
- 済生社会部だより ●『済生』十三年第九号 ●済生会 ●一九三六・九
- 恩賜財団済生会芝病院内「済生社会部」米原女史の相談部こぼればなし ●『済生』十四年第二号 ●米原禎 ●一九三七・二
- 済生社会部の仕事 ●『済生』十四年第二号 ●一九三七・二
- ソシアル・プリズム ●『社会福利』第15巻第8号 ●小栗将江 ●一九三二・八
- (三)社会事業部 ●『聖路加国際メデカルセンター要覽』 ●聖路加国際メデカルセンター ●一九三三・七
- 〔医療社会事業について〕 ●聖路加病院社会事業部
- MEDICAL-SOCIAL-RECORD / 大東亜中央病院厚生課調査記録表
- 我国に於ける初期医療社会事業の想出 ●『社会事業』三二・一六七 ●浅賀ふさ ●一九四八・八
- 私の仕事をかえりみて―医療社会事業黎明の頃 ●『社会事業』四二・一六 ●浅賀ふさ ●一九五九・六
- Public Health Measures ●Office of the Supreme Commander for the Allied Powers ●一九四五・九
- Reorganization of Governmental Public Health and Welfare Activities ●General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers ●一九四六・五
- Expansion and Improvement of Basic Public Health Services of Health Centers ●General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers ●Public Health and Welfare Section ●一九四七・四
- 病院社会事業の実施に関する件 ●『日本赤十字社社史稿』第6巻 ●一九四七・九
- 序／(一)保健所業務総説／(二)保健所に於ける医療社会事業 ●『保健所運営指針』 ●厚生省 ●一九四八・八
- 医療社会事業とは…? ●『社会事業教育談話会』 ●一九四九・一
- 医療社会事業資料第1集 ●『医療社会事業とその発達』 ●厚生省公衆衛生局 ●一九五二・二
- メジカル・ソシアル・ワーカー 執務基準 ●厚生省関東東信越医务出張所 ●一九五二・五

第3巻 1982年～2012年

- 医療ソーシャルワークにおける他職種との分担と連携(中間報告) ●『医療と福祉』38 ●厚生科学研究班 ●一九八〇
- 厚生省組織規程及び訓令の一部改正について ●一九八二・四
- 『医療福祉士法』試案大綱検討資料 ●日本医療社会事業協会 ●一九八二・七
- 老人保健法による医療の取扱い及び担当に関する基準並びに医療に要する費用の額の算定に関する基準について(衛老第七号) ●一九八三・一
- 老人診療報酬点数表【退院時指導料】 ●『点数表の解釈甲表編』58年2月版 ●厚生省 ●一九八三・一
- MSW(メディカルソーシャルワーク)業務基準の制定について(労働福祉発第62号) ●労働福祉事業団 ●一九八四・九
- 新たな医療関係職種の資格制度の在り方に関する検討会中間報告 ●厚生省健康政策局 ●一九八七・三
- 病院機能評価に関する研究会報告書〔抄〕 ●厚生省・日本医師会合同病院機能評価に関する研究会 ●一九八七・四
- 医療におけるソーシャルワーク確立のために―業務分類と統計に関する報告〔抄〕 ●東京都衛生局病院管理部 ●一九八七・六
- 社説福祉士めぐるおかしな分類 ●朝日新聞社 ●一九八七・九
- 医療ソーシャルワーカー業務指針普及のための協力依頼について ●厚生省健康政策局長(通知) ●一九八九・三
- ソシアルワークの教育・研究について〔抄〕 ●日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会 ●一九八九・二
- 日本医療社会福祉学会設立の呼びかけ ●日本医療社会福祉学会 ●一九八九・八
- 日本医療社会福祉学会設立大会抄録 ●日本医療社会福祉学会 ●日本医療社会福祉学会 ●一九九一・九
- 声明文 保健・医療領域におけるソーシャルワーカーの資格制度化について ●日本医療社会福祉学会 ●一九九一・九
- 大きな一歩、さらに前へ(抜粋) ●『社会福祉関係施策資料集』 ●行政改革委員会規制緩和小委員会 ●一九九七・二一
- 精神保健福祉士法案に関する報告書 ●官報 号外 第百四十一回国会衆議院会議録第十六号 ●一九九七・二二
- 精神保健福祉士法案 ●官報 号外 第百四十一回国会参議院会議録第十七号 ●一九九七・二二
- 精神保健福祉士法案 ●官報 号外 第百四十一回国会参議院会議録第十七号 ●一九九七・二二

第4巻 2012年～2014年

- 医療社会事業時報第一巻第一号 ●日本赤十字社 ●一九五二・九
- 日本における医療社会事業視察計画に関する報告 ●『医療と福祉』29 ●グエンドリン・ベックマン ●一九五六・六
- 日本医療社会事業家協会結成大会趣意書 ●日本医療社会事業協会50年史 ●日本医療社会事業家協会 ●一九五三・一〇
- 国立結核療養所における医療社会事業の運営について ●国立療養所課長(通知) ●一九五七・一
- 医療ケースワーカーについての研究 ●『医療と福祉』29 ●全国社会福祉協議会医療社会事業研究会 ●一九五七
- 医療並びに保健衛生等に関する社会活動の推進について(昭和三年二月十九日 衛医第三三三三号) ●日本赤十字社社史稿 第七巻 ●一九五七・二二
- 相談室の設置について(昭和33年6月7日 労働福祉発第29号) ●労働福祉事業団 ●関東労災病院 ●一九五八・六
- ケース・ワーカー及びハウス・キーパーについて(昭和33年労働福祉発第39号) ●労働福祉事業団 ●関東労災病院 ●一九五八・六
- 保健所における医療社会事業業務指針 ●厚生省公衆衛生局長(通知) ●昭和33年7月28日 ●一九五八・七
- VI 医療社会事業員について ●『公衆衛生教育の将来について』 ●日本公衆衛生雑誌 12号 ●公衆衛生教育審議会 ●一九六二・二二
- 東京都における社会福祉専門職制度のあり方に関する中間答申〔抄〕 ●東京都社会福祉審議会 ●一九六七・五
- 東京都における社会福祉専門職制度のあり方に関する最終答申〔抄〕 ●東京都における社会福祉専門職制度のあり方に関する最終答申 ●東京都社会福祉審議会 ●一九六七・九
- 保健所における医療社会事業の業務基準作成に関する研究調査 ●『東京都衛生局学芸誌』42 ●山下章 ●一九六七
- 医療社会福祉士法(第一号修正案) ●『医療と福祉』No.29 ●日本ソシアルワーカー協会 ●日本医療社会事業協会 ●日本精神医学ソシアルワーカー協会 ●一九六八
- 十三 医療社会事業 ●『社会保険旬報』26 ●『病院経営管理指要領』(1966年版) ●厚生省医務局 ●一九六六
- 社会福祉専門職制度についての意見 ●『日本社会保険資料』 ●全国社会福祉協議会 ●一九七一・五

- 第1回医療ソーシャルワーカーのあり方等に関する検討会 討会・議事録 ●厚生省 ●一九九八・二
- 指定施設における業務の範囲等について(平10・6・12 障第32号) ●社援第1、58号 ●老発46号 ●児発43号 ●厚生省(通知) ●一九九八・六
- 21世紀に向けての入院医療の在り方等に関する検討会報告書〔抄〕 ●一九九八・七
- 医療ソーシャルワーカーのあり方等に関する検討会 ●第2回 ●厚生省 ●一九九三
- 医療ソーシャルワーカーのあり方等に関する検討会 ●第2回 ●厚生省 ●一九九三
- 医療ソーシャルワーカー業務指針普及のための協力依頼について ●厚生労働省 ●二〇〇二・二
- 『医療ソーシャルワーカー業務指針』に対する見解 ●公益社団法人日本精神保健福祉士協会 ●公益社団法人日本精神保健福祉士協会 ●二〇〇三・一
- 医療ソーシャルワーカーの標準業務及び任用基準について(通知) ●二〇〇三・三
- 人事院規則九二・一四三 ●官報 号外第71号 ●二〇〇三・四
- 社会福祉士援助技術現場実習を行う施設の追加に関する要望書 ●日本医療社会事業協会 ●二〇〇四・六
- 社会福祉士養成課程における実習施設への病院等の追加について ●平成17年12月社会・援護局福祉基盤課 ●二〇〇五・二一
- 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則 ●指定規則 ●官報 号外第73号 ●二〇〇六・三
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則 ●第五条第一号ア及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設又は事業の一部改正について(通知) ●社会・援護局 ●二〇〇六・三
- 基本保健料 ●診療報酬点数表(全)2006 ●二〇〇六
- 近未来の社会福祉士教育のあり方について ●日本学術会議社会 ●二〇〇八・七
- 〔MSW(メディカルソーシャルワーカー)業務要領〕の制定について(労働福祉発第2号) ●労働省 ●二〇〇九・七
- 〔MSW(メディカルソーシャルワーカー)業務要領〕における留意事項について(労働福祉発第3号) ●労働省 ●二〇〇九・七
- 専門社会福祉士並びに認定社会福祉士に関する社団法人日本医療社会事業協会の見解(案) ●日本医療社会事業協会 ●二〇一〇
- 退院調整加算の施設基準 ●二〇一二・三

●体裁 B5判・上製・総約1,000ページ
●揃定価 75,000円(税込82,500円)
ISBN978-4-86617-194-4

●編 一般社団法人日本保健医療社会福祉学会

●解説 椋野美智子(前松山大学特任教授)

●高橋恭子(神奈川県立保健福祉大学教授)

●年表 高山恵理子(上智大学教授)

●推薦 炭谷茂(済生会理事長)

●大橋謙策(日本社会事業大学名誉教授)

●山手茂(新潟医療福祉大学名誉教授)

●野口百香(日本医療ソーシャルワーカー協会会長)

●宇都宮みのり(愛知県立大学教授)

我國に於ける初期医療社会事業の想出

浅 賀 久 子

今から丁度二十年前、私は北米ボストンのシメックス女子大学の社会事業科を出たばかり、希望と願望と一本気の熱意とを込めて、せまなま着きもつて、當時紐育に滞在中のトイヌキ博士に「日本に於て、メデカル・ソーシャルワーカーを創める必要があると思ふが、あなたの病歴をば、これを造んでとり入れるべきであるから、私にその機会を興えていただきたい」と書き送つて、面會の期日を求めたのであつた。やがて御返事をいただいた、私は紐育に居て、初めてある病歴に接し、我が自分の抱負を述べ、面會を得、昭和四年二月には、なつかしい故國の土をよみ、三月には東京赤十字病院石町の聖路加看護婦学院に、スタッフ唯一の看護社会事業部を創設した。

ニアン・ガールの一人として、私がこの道を選んだことは、決して偶然ではなかつた。キヤボット、キヤノンで有名なマサチューセツツ一級病院、ボストン市立病院、ボストン診療所、ロバート・ブリガム病院及私のもつとも永く實習で御世話になつたピーター・ベントブリガム病院等のメデカル・ソーシャルワーカーの思い出は今に在り、私の心にくっきりと刻まれたまゝ、のことである。年移つた今日、定めて綴つておきたいと思ふが、今一度訪れて見たい心で「はい、あります。最近受けつたキヤノンの御手紙には同女史は「已に埋没して、今丁度「我國に於ける医療社会事業初期の想出」と題する本を執筆中との事、同女史の令兄キヤノン博士は感情と陸の關係に關する彼の實驗で、我國にも已に知られた方であるが、先年少罪に開かれた學會出席の途に日本に立寄られた時、夫人の御案内をしながらキヤノン女史の話や、世界平和の爲めに英露露人の協力が必要など語りあつた想ひもあるが、その博士は一年長逝されて、夫人は女史の近くにお住いのこと、一九五〇年に開かれる筈の、青少年の爲めの自強會の爲めに最近難病に罹られた時、赤十字兒童局の出版物や赤十字メデカル・ソーシャルワーカー協會の出版物を私宛送付して下さいと、権御事配下さつたこと、又キヤノン女史

「社会事業」1948年8月より



病院内の社会事業に就て

女子大学教授 生江孝之

病院に於て患者と社會の關係其他を調査する機關所謂病院社會部の設置を必要とし我國に於てこれが最初の實行を爲したのは大正八年和泉橋慈善病院を以て嚆矢とする、同病院は人の知る如く元三井慈善病院と稱し三井家より三百萬圓内外の寄附を得て成立を見たる病院であつて、同院内に和泉橋賛助婦人會を設け病院に於ける社會事業の一分として、病人相談所を開始したのである。そして昨大正十四年に於ては入院患者の慰問及其家庭訪問等二千三百六十九件を取扱つてゐる。

之れに次いで昨大正十四年三月東京市療養院に於て同じく社會部を設置し患者の身上に就き若しくは其家事實上の世話或は退院後の相談に應ずる等、開始當初の三月より同年十二月に至る八ヶ月約三千件の取扱を爲してゐる、而

して更に本年九月恩賜財團醫生會病院に於ても有志を以て組織したる社會部を新設し同一の事業を行はんとしつづけるのである。之れは自分も去る大正八年渡米の際、夙に斯る施設の必要を認め彼地に於ける此種事業の實際を視察調査したる結果益々其必要を痛感し歸朝後も屢々提唱したる所である。而して現今我國に於て病院内に病院若しくは他の機關に依つて社會部を設けてゐるのは前述の三病院のみであるが多少にても此種事業の存在を見、尙相當の成績を擧ぐるに至つたことは我國救療事業の漸らしき試歩として慶賀すべきことである。

抑も此事業の創始者とも云ふべきは一九〇五年乃ち明治三十八年ボストン市に於けるドクトル、リチャード、カボ

医療機関における医療社会事業の業務指針(案)

目次

Table with 2 columns: Section and Page number. Includes sections like 'I 医療社会事業について', 'II 医療ソーシャルワーカーに必要な条件', and 'III 執務'.

*表示価格はすべて税別。

